

溶岩や火砕岩（火山活動で放出されたさまざまな大きさの砕屑物が固まってできた岩石）



大 滝

立山に至る登山道沿いの崖や滝谷にある大滝では、その火山活動の痕跡である



ミズバショウ

取立山がかつて火山であったことをご存知でしょうか？取立山は、勝山市の北谷町にある標高1307・2mの山です。毎年5月ごろに開花するミズバショウの群生地があることも知られ、多くの登山客が訪れる山です。

—第30回— 取立山火山

園ジオパークまちづくり課（市役所2階） ☎88・8126

「死火山」や「休火山」という言葉は使われなくなりました。歴史時代の噴火活動の有無だけで分類することは意味がないことから「死火山」や「休火山」という言葉は使われなくなりました。

取立山のように歴史時代に噴火記録のない火山のことをかつては「死火山」、現在休んでいる火山のことを「休火山」、現在噴火している火山を「活火山」と呼んでいます。しかし、歴史記録がなくとも火山噴出物の調査から比較的新しい噴火の証拠が見つかったり、数千年にわたって活動を休止した後、活動を再開したりした事例もあり、現在では、活火山の定義が「概ね過去1万年以内に噴火した火山および現在活発な噴気活動のある火山」となり、111の火山が選定されています。このように歴史時代の噴火活動の有無だけで分類することは意味がないことから「死火山」や「休火山」という言葉は使われなくなりました。

火山の定義

取立山のように歴史時代に噴火記録のない火山のことをかつては「死火山」、現在休んでいる火山のことを「休火山」、現在噴火している火山を「活火山」と呼んでいます。しかし、歴史記録がなくとも火山噴出物の調査から比較的新しい噴火の証拠が見つかったり、数千年にわたって活動を休止した後、活動を再開したりした事例もあり、現在では、活火山の定義が「概ね過去1万年以内に噴火した火山および現在活発な噴気活動のある火山」となり、111の火山が選定されています。このように歴史時代の噴火活動の有無だけで分類することは意味がないことから「死火山」や「休火山」という言葉は使われなくなりました。



国保資格喪失後の受診にご注意ください

国保

社会保険などへの加入や転出により、勝山市国保の資格がなくなった場合、勝山市国保健康保険証を使用して医療機関などを受診すると勝山市が負担した医療費の給付分を返還いただくことになります。

◆次の場合に、勝山市国民健康保険証を使用すると医療費を返還いただくことになります

- ①社会保険などに加入したが、勝山市への国民健康保険の喪失手続きが終わっていない場合
- ②社会保険などに加入したが、新しい保険証が交付されていない場合
- ③社会保険などにさかのぼって加入したことにより、勝山市国民健康保険の資格をさかのぼって喪失した場合
- ④転出先の市町村から保険証を交付されていない場合

◆資格喪失手続き方法

保険証を持参のうえ、下記窓口までお越しください
※新しい保険証を医療機関に提示し、保険の変更をお知らせください

※職場が本人に代わって手続きを行うことはありません

申・問 市民・環境課（市役所1階） ☎88-8102

健康で快適な生活を送るために

後期高齢者医療保険人間ドックのご案内

後期

受診期間 ▶ 7月～平成31年2月

対 象 ▶ 後期高齢者医療保険加入の市内在住の方

と ころ ▶ JCHO福井勝山総合病院

受付期間 ▶ 5月21日(月)～25日(金)

午前8時30分～午後5時15分

定 員 ▶ 24人（定員に達し次第締切）

自己負担額 ▶ 1万3,380円（概算）

申込方法 ▶ 後期高齢者健診受診券（5月中旬郵送）を持参のうえ、下記窓口までお越しください

※電話での受付は行いません

<注意事項>

- ・受診予定日を後日ハガキにてお知らせします
- ・実際の自己負担額は医療機関でご確認ください
- ・人間ドックを受診された方は、健診を受診できません
- ・後期高齢者医療保険料を滞納している方は、お断りします

申・問 市民・環境課（市役所1階） ☎88-8102

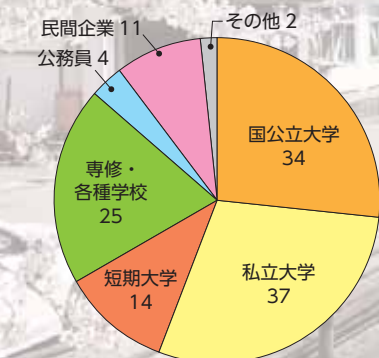
勝山高校コラム「ひびきは空に～まこと真・誠・信～」

平成30年度は新たに118人の入学生を迎えました。始業式では、全校生徒367人に対し、自ら進んでいろいろなことに挑戦する1年にしてほしいと激励しました。本校は私にとっても母校でありますので、地域の学校として、市民の皆さま方により一層信頼され、期待に応えることができるよう、教職員とともに頑張りたいと存じます。今年度も引き続き、本校の教育活動にご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【校長 油谷 泉】



卒業生の進路状況



平成29年度卒業生（127人）の進路状況

勝山高校では、「学力向上」と「進路希望の実現」を進路指導の目標に掲げて指導しています。

《国公立大》

神戸大学2人、金沢大学6人、福井大学6人、富山大学3人、新潟大学2人、福井県立大学8人、京都府立大学など

《私立大》

同志社大学、立命館大学、関西大学、関西学院大学、仁愛大学、福井工業大学、福井医療大学、金沢工業大学など

《公務員》

福井県警2人、神奈川県警1人、航空自衛隊1人

《民間企業》

JR西日本1人、日本郵便1人、奥越地区5人、その他県内2人、県外2人



ぜひ、勝高ホームページをご覧ください <http://www.fki-katsuyama-h.ed.jp/>

～年金額アップ・受給資格取得のために～

年金

納め忘れがある方

後納制度をご存知ですか？

過去5年以内の納め忘れた保険料を納付できる「後納制度」があります。

後納制度で2年以上前の保険料を

納付するメリット

- 年金の受給資格が得られる可能性があります
- 将来受け取る年金額が増額します

【例】平成25年5月分を納め忘れた場合

→平成30年5月末まで納付可能となります

制度利用期間 ▶ 9月28日(金)まで

※審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合があります。予めご了承ください

1か月分の後納保険料を納めることにより
老齢基礎年金が増額される目安
77万9,300円*
480か月（40年×12か月）
＝1,624円（年額）
*平成30年度4月時点の満額の年金額（年額）

園福井年金事務所 ☎0776-23-4516
市民課（市役所1階） ☎88-8102

免除などを受けた方

追納制度をご利用ください！

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間などがあると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

将来受け取る年金額を満額に近づけたい場合、上記の期間については10年以内であれば、追納制度を利用して保険料をさかのぼって納めることができます。

【例】平成30年4月～平成31年3月まで学生納付特例を受けた場合、平成41年3月まで追納が可能

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません

※老齢基礎年金受給者は追納制度をご利用いただけません

※追納は免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めていただきます。

ねんきんネットをご利用ください！

「ねんきんネット」に登録すると、これまでの年金記録や見込み額などが確認できます。市役所でも申込みおよび記録の交付をしていますので、ぜひご利用ください。